

北九州市農業委員会
第30回西部部会会議（令和7年度1月部会会議） 議事録

1 日 時 令和8年1月9日(金)午後2時30分～午後2時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 20名

農業委員 7名

| | | | |
|------|-----|-------|------|
| 大庭喜重 | 岩男徹 | 竹内輝壽 | 山鹿茂紀 |
| 木原幹雄 | 山田泉 | 大庭美智子 | |

農地利用最適化推進委員 13名

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 秋山誠 | 相良美一 | 大庭研次 | 小田勝 |
| 香山安孝 | 宮野誠司 | 千々和義孝 | 西孝義 |
| 酒井昭夫 | 太田義久 | 吉永繁治 | 森野幸則 |
| 浦邊光造 | | | |

4 事務局出席者

福田事務局長 池永次長 荒木係長

5 議 事

(1)農地法関係

<議案>

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 議案第66号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
|--------|----------------------|----|

<報告>

| | | |
|---------|------------------------------|----|
| 報告第117号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 2件 |
| 報告第118号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について | 9件 |
| 報告第119号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について | 1件 |
| 報告第120号 | 許可又は受理の取下願について | 2件 |
| 報告第121号 | 非農地証明願について | 1件 |

(2)一般議案

| | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の地域計画の変更に関する意見の決定について | 1件 |
|-------|---|----|

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、第 30 回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は20名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と、8番の竹内委員、14 番の木原委員です。
よろしくお願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

では、はじめに1ページの議案第 66 号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案 1 件です。

この議案につきましては、大庭美智子委員が当事者となっておりますので、議事進行の間、大庭美智子委員の退室を求めます。

<大庭美智子委員 退室>

部会長

では、この件について、第 2 調査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第 66 号の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第 66 号、「農地法第3条規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

それでは、大庭美智子委員の入室を求めます。

<大庭美智子委員 入室>

部会長

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。

そのほかで何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他になければ、これで農地法関係の議案審議を終わります。

続いて、一般議案に移ります。

議案第1号「地域計画の変更に関する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局次長

このたび、北九州市が地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見聴取を求められました。

農業委員会は、この計画が適当か否か、また、部会で提出された意見について、市に回答いたします。

それでは、計画変更の経緯ならびにその内容について、西部農政事務所の担当者よりご説明いたします。

農産係

みなさん、こんにちは。西部農政事務所地域計画担当の山本です。

本部会会議の時間を頂戴しましてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

昨年の2月に本部会でご審議いただいた若松区外小竹地区の地域計画ですが、年に1回見直しをすることになっております。地域で見直した結果、変更箇所がございましたので、今回、その変更案を提示し、皆様に審議いただきたいと思っております。

資料は、左上をホッチキス留めした「地域計画の変更に関する意見徴収について(依頼)」という依頼文が表紙になっているものです。

私からは、今回の地域計画変更の具体的な内容についてご説明させていただきます。

1. 農用地等面積の修正について

まず、左上をホッチキス留めした「地域計画(新旧対照表)」の1ページ目、上段の「1 地域における農業の将来の在り方(1)地域計画の区域の状況」をご覧ください。

旧計画と新計画を比較していただくと分かるように、区域内の農用地等面積

に修正が入っております。

旧計画では、「区域内の農用地等面積」が、合計 12.34 ヘクタールでしたが、新計画では、合計 12.25 ヘクタールとなっております。これは、後ほど説明する担い手情報の更新によるもので、その下の「①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」や、「②田の面積」などの項目が変更になったのも同様の理由です。

2. 集積率の修正について

次に、同じく1ページ目の「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標」をご覧ください。

「現状の集積率」が変更されております。旧計画では、6.6%でしたが、新計画では、6.7%と、わずかではございますが上昇しています。これは、先ほどご説明した農用地等面積の修正と、後ほどご説明する担い手情報の更新が反映された結果です。なお、「将来の目標とする集積率」は、旧計画と同じく9.3%を維持しております。

3. 地域を担う農業者情報の変更について

次に、「地域計画(新旧対照表)」の3ページ目をご覧ください。最も大きな変更点となりますのが、この「地域を担う農業者一覧」とそれに伴う「目標地図の変更」でございます。

大きな変更点としては、新計画では、旧計画の11番の農業者が削除され、新たに17番として1名の農業者が追加されています。これは、同じ世帯の中で経営主が変更されたことに伴うもので実質的な変更はございません。また、1番と7番の農業者において、現状の経営面積の変更がありました。また、この変更は「新旧対照図」にも反映されておりますので、1枚紙の「新旧対照図」をご覧ください。図中の丸で「囲まれた箇所が、今回の変更に伴う目標地図上の変更箇所となります。これは、担い手情報の更新により変更されたことを示しております。

今回の変更は、外小竹地区の地域計画を。現在の農業状況や担い手の実態に合わせて、より実効性の高いものとするために行われたものです。

以上で、私からの説明を終わります。

ありがとうございました。

事務局長

それでは、ご審議をよろしく申し上げます。

部会長

ただ今の説明について、ご意見はございませんか。

(意見なし)

部会長

ご異議はないようですので、計画は適当である、と北九州市に回答します。

部会長

それでは、これで一般議案の審議を終わります。

続けてその他の連絡事項に移ります。

事務局からの連絡事項をお願いします。

(事務局から連絡事項)

部会長

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

それではこれで、第30回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。